

長浜市住生活基本計画策定業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年4月3日

長浜市長 浅見 宣義

1 一般競争入札に付する委託業務の概要

- (1) 委託業務番号 令和7年度長住宅第000011号
- (2) 委託業務名称 長浜市住生活基本計画策定業務委託
- (3) 委託業務場所 長浜市内
- (4) 委託業務概要 別紙仕様書のとおり
- (5) 履行期間 契約締結の翌日から令和8年3月19日まで

2 入札方式等

条件付事前審査型一般競争入札【郵便入札】とする。

3 入札参加資格要件

入札参加者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす単独企業であること。

- (1) 令和7年度長浜市競争入札参加資格者名簿(役務・委託業務)(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者であること。
- (2) 令和2年4月1日以降において、地方公共団体が発注する住生活基本計画策定業務を元請として受注し、入札公告日の前日までに完了した実績を有すること。
- (3) 本公告日の前日において、情報システムセキュリティ管理適合性評価制度による公的外部機関の承認JISQ27001 (ISMS: 情報セキュリティマネジメントシステム) 又は財団法人情報処理開発協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認証JISQ15001 (プライバシーマーク) を取得している者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 市の入札参加停止基準要綱(平成24年長浜市告示第213号)に基づく入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実

質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

4 入札参加資格の確認

(1) 入札参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証するため、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）並びに入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、受付期間中に申請書並びに資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(2) 申請書の提出は、別に定める様式により行うものとし、正本一部を提出すること。

(3) 入札の参加に必要な書類の配布

ア 配布場所 長浜市ホームページ

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000015443.html>

イ 配布方法 長浜市ホームページからダウンロードすること

(4) 申請書及び資料の受付

ア 受付期間 令和7年4月10日（木）から令和7年4月17日（木）

（ただし、長浜市の休日を除く。）の午前9時から午後4時45分まで

イ 受付場所 長浜市役所 都市建設部住宅課住まい政策係

ウ 提出方法 郵送又は持参（提出期限必着）

(5) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、令和7年4月24日（木）午後5時までにFAXまたは電子メールにより通知する。

(6) 申請書の様式等

参加申請者の提出書類は、

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 実績確認表（様式2）

ウ 「地方公共団体との契約書及び仕様書の写し（金額等長浜市に公表したくない部分は黒塗りでも可）」

エ ISMS登録証明書又はプライバシーマーク登録証明書（写し）

※ 申請書並びに資料の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。なお、提出された資料は、提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 書面の提出は次により行うこと。
 - ア 提出期限 令和7年4月30日（水）午後4時45分まで
 - イ 提出場所 長浜市役所 都市建設部住宅課住まい政策係
 - ウ 提出方法 郵送又は持参（提出期限必着）
- (3) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年5月2日（金）に書面により本人あてに郵送する。
- (4) (3)の回答を受けた者のうち、回答理由に不服がある者は、回答をした日から起算して7日以内（ただし、長浜市の休日を除く。）に市長に対して苦情申し立てを行うことができる。
なお、審議については、長浜市入札監視委員会が行う。

6 仕様書等の閲覧及び配布方法等

(1) 仕様書等の閲覧

- ア 閲覧期間 令和7年4月3日（木）から令和7年5月12日（月）
（ただし、長浜市の休日を除く。）の午前9時から午後4時45分まで
- イ 紙による閲覧
長浜市役所 都市建設部住宅課住まい政策係
〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地
電話：0749-65-6533（直通）
- ウ 電子による閲覧
長浜市ホームページより閲覧可能
<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000015443.html>

(2) 仕様書等の配布

- 長浜市のホームページからダウンロードにより取得すること
<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000015443.html>

(3) 仕様書等に対する質問受付

- 次の手順により行うこと
質問受付期限 令和7年4月7日（月）正午（必着）
- ①仕様書等に対する質問書(様式)を、下記へFAXまたは電子メールにより送信する。
長浜市役所 都市建設部住宅課住まい政策係
〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地
FAX：0749-65-6760
電子メールアドレス：jutaku@city.nagahama.lg.jp
 - ②FAX又は電子メールを送信した旨、下記へ連絡する。
長浜市役所 都市建設部住宅課住まい政策係
電話：0749-65-6533（直通）
 - ③質問に対する回答は、6（1）イに記載した仕様書等の閲覧場所及び長浜市ホームページに掲示する。
長浜市ホームページ

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000015443.html>

質問回答期限：令和7年4月9日（水）

7 現地説明

現地説明は行わない。

8 見積内訳書

入札の際に見積内訳書を提出すること。

9 入札書到着期限

初度：令和7年5月12日（月）午後4時45分（必着）

再度：令和7年5月19日（月）午後4時45分（必着）

10 入札書の提出

(1) 送付方法 「一般書留」又は「簡易書留」による郵送（持参による提出も可）

(2) 提出期限 初度入札：令和7年5月12日（月）午後4時45分（必着）

再度入札：令和7年5月19日（月）午後4時45分（必着）

(3) 送付先 〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

長浜市役所 都市建設部住宅課住まい政策係 宛

(4) 送付方法 別紙「入札書の送付方法」を確認のうえ内封筒及び外封筒を作成し、内封筒に入札書（及び指示がある場合は内訳書）を封入して封印し、その内封筒を外封筒に封入して上記（3）送付先まで郵送すること。

※持参による場合は、必ず開庁時間内に担当課職員に手渡すこと。

(5) その他

①入札書は指定のものを使用すること。

②入札書使用印は、入札参加資格審査申請書の使用印鑑押印欄の印とする。

③再度入札の場合、入札期限到着までに入札書が到着しないものは、辞退したものとみなす。

11 開札（入札）日時及び場所等

(1) 開札（入札日時） 初度：令和7年5月13日（火）午前10時00分執行

再度：令和7年5月20日（火）午前10時00分執行

(2) 開札（入札場所） 長浜市役所 都市建設部住宅課住まい政策係

1.2 入札方法等

- (1) 郵便による入札とする。(持参による提出も可)
- (2) 仕様書、長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)、長浜市入札執行要綱(平成18年長浜市告示第10号)及び入札心得等を熟知のうえ、入札すること。
- (3) 入札価格が予定価格に達しない場合、最大2回まで入札を執行することがある。
- (4) 再度入札の場合、初度入札参加者に初度入札の最低入札額をFAXで通知する。
- (5) 再度入札の場合、最低入札額以上の価格で入札をした者は失格とする。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の結果、同じ価格をもって入札した者がいるときは、入札書に記載された任意の数字を用いたくじにより落札者を決定する。

1.3 予定価格

予定価格は公表しない。

1.4 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

1.5 落札者の決定

入札書に記された金額(税抜)により決定する。

1.6 入札結果

入札参加者にFAXまたはメールで送信する。

1.7 無効入札

- (1) 入札参加の資格のない者が提出した入札書
- (2) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書
- (3) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (4) 記載の金額、氏名又は名称、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (5) 日付が記載されていない又は入札(開札)日でない日付が記載された入札書
- (6) 記載の金額を加除訂正した入札書
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札書

18 支払条件

(1) 前金払

前金払は行わない。

(2) 部分払

部分払は行わない。※毎月払い、四半期ごとの支払い等

19 保証金及び違約金に関する事項

(1) 保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

(2) 違約金

落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

20 その他

(1) この入札に係る入札者は、本入札の入札参加資格を認められた者（本店から支店等に委任している場合は、当該支店等の受任者）とし、その入札使用印は、長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者の入札参加資格審査申請書の使用印鑑押印欄の印とする。

(2) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(3) 提出書類等に虚偽の記載をしたときは、長浜市入札参加停止基準要綱に基づく入札参加停止措置をとる。

(4) 公告日から契約の締結までの間に、3(入札参加資格要件)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは契約を締結しない。

(5) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、速やかに契約書を契約担当者に提出すること。

(6) 問い合わせ先

長浜市役所 都市建設部住宅課住まい政策係

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

電話：0749-65-6553（直通） F A X：0749-65-6760

電子メールアドレス：jutakui@city.nagahama.lg.jp